(多床室)

保険適用利用料				
	要介護度別 1日あたりの利用料			
要介護1		5,890		
要介護2		5,891		
要介護3		5,892		
要介護4		5,893		
要介護5		8,710		
	加算費用			
日常生活継続支援加		360		
栄養マネジメント強化加算				
看護体制加算(I)~	ſ	60		
看護体制加算(Ⅱ)~	ſ	130		
看取り	死亡日以前45日以上31日以下	720		
看取り介護加算	死亡日以前4日以上30日以下	1,440		
	死亡日以前2日または3日	6,800		
	死亡日	12,800		
療養食加算 1回		60		
個別機能訓練加算				
初期加算(入居から30日以内 入院後の再入居も同様)		300		
病院又は診療所への入院を要した場合居宅における外泊				
夜勤職員配置加算				
口腔衛生管理加算 (1月あたり)				
安全対策体制加算(入所時1回)				
科学的介護推進体制	刊加算 I (1月あたり)	400		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき 所定単位×136/1000				
※個人負担費用は上記保険適用利用料合計の1割・又は2割・3割になります。				

保険外利用料							
食事の提供に要する費	用						
通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額						
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②			
1日	1日	1日	1日	1日			
1,445	300	390	650	1,360			
居住に要する費用							
通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている額						
第4段階	第1段階	第2段階	第3段階				
915	0	430	430				

その他の利用料

- 〇 日常預かり金管理費
- 〇 喫茶費用

100 1回

利用回数に応じて徴収いたします。

※その他 理美容代、お菓子代、病院代、写真代等は実費です。

利用者負担段階について

所得の低い方	第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	
	第2段階	・預貯金等単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方 ・年金収入と合計所得が年間80万円以下の方	
	第3段階①	・預貯金等単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方 ・年金収入と合計所得が年間80万円以上120万円以下の方	
	第3段階②	・預貯金等単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方 ・年金収入と合計所得が年間120万円以上の方	
	第4段階	・上記以外の方	

※1~3段階の方は、原則負担段階非課税世帯の方が対象となります。

照陽園(多床室) 料金表 (1割負担の場合)								
一月 31	日で計算							
				令和7年4月現在				
特別養護老人木一ム(多床型)								
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
第2段階	53,730円	56,195円	58,766円	61,231円	63,661円			
第3段階①	61,790円	64,255円	66,826円	69,291円	71,721円			
第3段階②	83,800円	86,265円	88,836円	91,301円	93,731円			
第4段階	101,470円	103,935円	106,506円	108,971円	111,401円			
※その他、管理費、理美容代、病院代、薬代、お菓子代、写真代は、実費								

注意 介護料金は、利用者の収入などの状況によって、基本の1割負担が、 2割負担・3割負担となる場合があります。

第2~4段階については、個人の所得に応じて市町村役場にて 決定されます。食費と居住費が段階に応じて変わります。

また、加算の状況なども加わりますので、いくらか変化する場合が ありますので、詳しい金額などについては、施設の方へご確認ください。